

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項本文中「公印の書体は,」を「一般公印の書体はてん書とし, 専用公印の書体は」に改める。

別表第2その他の公印の項中「, 京北分室担当課長」を削り, 「加圧施設管理事務所長」を「施設管理事務所長」に改め, 「, 下水道管路管理センター所長」の右に「, きた下水道管路管理センター担当課長, みなみ下水道管路管理センター担当課長」を加える。

附 則

この規程は, 平成29年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)